

【新旧対照表】利用規約

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
<p>第16条（禁止行為）</p> <p>1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) マネー・ローンダリングに関連する行為、若しくはこれに類する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為（次に掲げる行為を含みますが、これらに限られません。）</p> <p>① 詐欺行為、無限連鎖講等の開設や勧誘、違法な物品・サービス等の購入・販売、犯罪による収益の移転又はそれに基づくサービス利用を行う行為</p> <p>② 賭博（<u>オンラインカジノを含みます。以下同じです。</u>）行為、賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図る行為、もしくはこれらの行為者との間で、当社取引口座を経由して金銭又は暗号資産を移転する行為</p> <p>③ 暗号資産の取引履歴の分析を困難にさせる目的をもって行う、ミキシング取引やタンブラー取引を経由する当社取引口座への入出庫</p> <p>④ 反社会的勢力との取引</p> <p>⑤ 外為法上の特定国に利益を供与する行為</p> <p>⑥ 国際テロリスト規制にかかる行為</p> <p>⑦ 米国財務省外国資産管理室(OFAC)規制にかかる行為</p> <p>⑧ 国連経済制裁対象国・地域に利益を供与する行為</p> <p>⑨ 大量破壊兵器拡散に関与する行為</p>	<p>第16条（禁止行為）</p> <p>1. 利用者は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) マネー・ローンダリングに関連する行為、若しくはこれに類する行為、犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為（次に掲げる行為を含みますが、これらに限られません。）</p> <p>① 詐欺行為、無限連鎖講等の開設や勧誘、違法な物品・サービス等の購入・販売、犯罪による収益の移転又はそれに基づくサービス利用を行う行為</p> <p>② 賭博（<u>追加</u>）行為、賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図る行為、もしくはこれらの行為者との間で、当社取引口座を経由して金銭又は暗号資産を移転する行為</p> <p>③ 暗号資産の取引履歴の分析を困難にさせる目的をもって行う、ミキシング取引やタンブラー取引を経由する当社取引口座への入出庫</p> <p>④ 反社会的勢力との取引</p> <p>⑤ 外為法上の特定国に利益を供与する行為</p> <p>⑥ 国際テロリスト規制にかかる行為</p> <p>⑦ 米国財務省外国資産管理室(OFAC)規制にかかる行為</p> <p>⑧ 国連経済制裁対象国・地域に利益を供与する行為</p> <p>⑨ 大量破壊兵器拡散に関与する行為</p>

<p>附則</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2024年9月27日改定 施行</p> <p>2024年11月11日改定 施行</p> <p><u>2026年4月7日改定 施行</u></p> <p>以上</p>	<p>附則</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2024年9月27日改定 施行</p> <p>2024年11月11日改定 施行</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>以上</p>
---	---

以上